

「実務対応報告公開草案第 25 号 退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」に対する要望

【要望】

退職給付信託を設定している退職一時金制度から確定拠出年金制度(DC)への移行時の取り扱いについても明示していただきたいと思えます。

具体的には、以下の2点です。

DC 移行により退職給付債務の全部又は一部が消滅し、資産と負債の対応関係が明らかに損なわれる場合の拠出資産の扱い(信託解約の要否)と未認識債務の会計上の取り扱い。

退職給付信託への拠出資産(換金後)は、移換金に充当可能か否か。(移換金への充当は、「退職給付目的」に該当するか。)

さらには、分割された将来の移換金への充当は可能か否か。

【私的見解】

退職給付債務に比して、著しく年金資産(退職給付信託)が大きい場合でも、退職給付債務が存在しさえすれば、退職給付信託の解約が強制されるべきではないと考えます。現行の指針では、超過積立状態になった場合は、「退職給付会計に関するQ & A」Q4 - 2に留意した上で一部解約の選択肢があるという可能性が謳われているにすぎず、義務規定ではないと考えています。従って、全部移行した場合のみ、退職給付信託の解約が強制され、それに係る未認識債務も一時認識するものと考えます。(退職給付信託に係るもの以外は、移行部分に対し、退職給付制度の終了の会計処理を適用)

移換金は、移行前後の退職一時金制度の要支給額の差額として算定されていることから、過去期間部分の給付額(又は、そのための掛金)相当と解釈できるため、「退職給付」の範疇にあり、その原資を退職給付信託から充当することは可能(妥当)と考えます。さらに、将来の移換金に対しても退職給付信託資産を充当することは、その時点では存在しない退職給付債務に対応する給付目的に充当することとなりますが、これは税制上の観点からの分割措置に伴い致し方なく発生したタイムラグであり、本質的にはDC移行に伴う“給付”目的に充当したものと考えられるため、当該取扱いは可能であると思料いたします。

【要望の趣旨】

退職給付信託を活用する企業の実態として多く見られる傾向として、資本政策上の株式を抛出し、その後の大幅な価格変動に伴い、多額の未認識債務(未認識数理計算上の差異)をかかえていることがあります。

こうした状況下で、退職一時金制度から DC 移行をする場合、退職給付信託をそのままにしておくのか、(超過積立を根拠として)解約して当該部分に係る未認識債務を一時認識するのかによって、母体企業に与える財務上のインパクトが大きく異なってくるかと存じます。

一方で、退職給付信託に関する取扱いについては、制度創設当初の指針(+)しか明確に根拠とし得るものがなく、実務上、判断に迷うケースも少なくないものと考えられます。

以上のことを踏まえ、制度移行の際の実務上の取扱いを定めるものとしては、退職給付信託の設定を所与とした制度移行を想定することは必要なことであるとの考えから、上記取扱いの明示を要望するものです。

実態を鑑みた判断を促すのであれば、その具体的判断基準となる指針を示していただきたく存じます。会社側の恣意性が働く余地を排除し、又、監査法人により見解(基本的な考え方ではなく、結果としての対応)が異なることを出来るだけ少なくするように努めることが、投資家保護にもつながるものと考えます。

平成 14 年度の税制改正において退職給与引当金が段階的に廃止されることになったことも退職一時金制度から DC 移行を加速させる要因となっており、又、昨今の運用環境の改善に伴う資産増加により、未認識数理計算上の差異が激変したことで企業会計に与える影響も大きくなっていることから、今回の改正に反映するには、タイミングとしても合理的であると考えます。

以上

上記は個人的な意見であり、弊社の統一的な見解を示すものではありません。